



# 循環型社会形成に向けた取組について

## —第四次環境基本計画の点検検討項目—

平成26年6月13日(金)  
環境省

1

### 重点検討項目① 循環分野における環境産業の育成

- a) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
- c) 我が国循環産業の海外展開の支援

### 重点検討項目② 国際的な取組の推進

- a) 循環産業の輸出入に係る対応
- b) 3Rに係る国際協力の推進

2

廃ペットボトルの効率的な回収構築モデル検討支援事業(H24~25)

(概要)

○使用済ペットボトルからペットボトルを再生する水平循環型リサイクル(BtoB)について、これまでリサイクル実績がなかったことから、容器包装リサイクル法に基づき回収したペットボトルを用いて、水平リサイクルの可否について、再びペットボトルに戻す物性確保の可能性の観点等から検証を行った。



サントリービジネスエキスパート株式会社  
/協栄産業株式会社(写真提供)

○また、ペットボトルがBtoBでリサイクルされることによるCO<sub>2</sub>削減効果についても、バージン原料を用いた場合と比べて、60%以上の削減効果があることが確認された。

今後の取組について

○今後は高品質なペットボトルの回収方策、静脈物流の効率化の検討を通じ、店頭回収されたペットボトルのBtoBも視野に、BtoBボトルの製造(リサイクル)拡大の支援方策を検討していく。

3

鉄スクラップの高度利用化調査事業(H24~25)

(概要)

○現在、日本国内で製造されている自動車用高張力鋼板については、鉄スクラップを主な原料とする物が少ないことから、鉄スクラップを主な原料としつつ一般に製造される高張力鋼板と同等以上の品質を確保できるかどうかについて検証を行うもの。(請負者:東京製鐵(株))

○スクラップ100%の原料から、厚み1.2~1.4mmの自動車用高張力鋼板としての品質を満たす試作品に成功し、鉄スクラップの高度な利用の実現性を示すことができた。



写真:事業で試作した鋼板

自動車リサイクル連携高度化事業(H23~25)

(概要)

○自動車リサイクルの高度化に向け、複数の関連事業者が連携して行う先進的な取組を支援。平成23~25年度に9事業を支援。

○事業内容の例

- レアメタル等のリサイクルに向けた解体業者の連携による回収スキームの実証
- リユース部品の普及に向けた『在庫の「見える化」システム』の構築、CO<sub>2</sub>削減効果情報を活用したインセンティブ付与に関する実証

等

今後の取組について

○上記2事業の成果を周知するとともに、今後は「低炭素型3R技術・システム実証事業」を通じ、低炭素化にも資する先進的な自動車リサイクルに関する取組を支援していく予定(平成26年度事業は現在公募中)

4

優良産業処理業者の認定

○事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者について、「優良産廃処理業者」として認定し、許可の有効期間(通常は5年)を7年とするなどのインセンティブを付与。

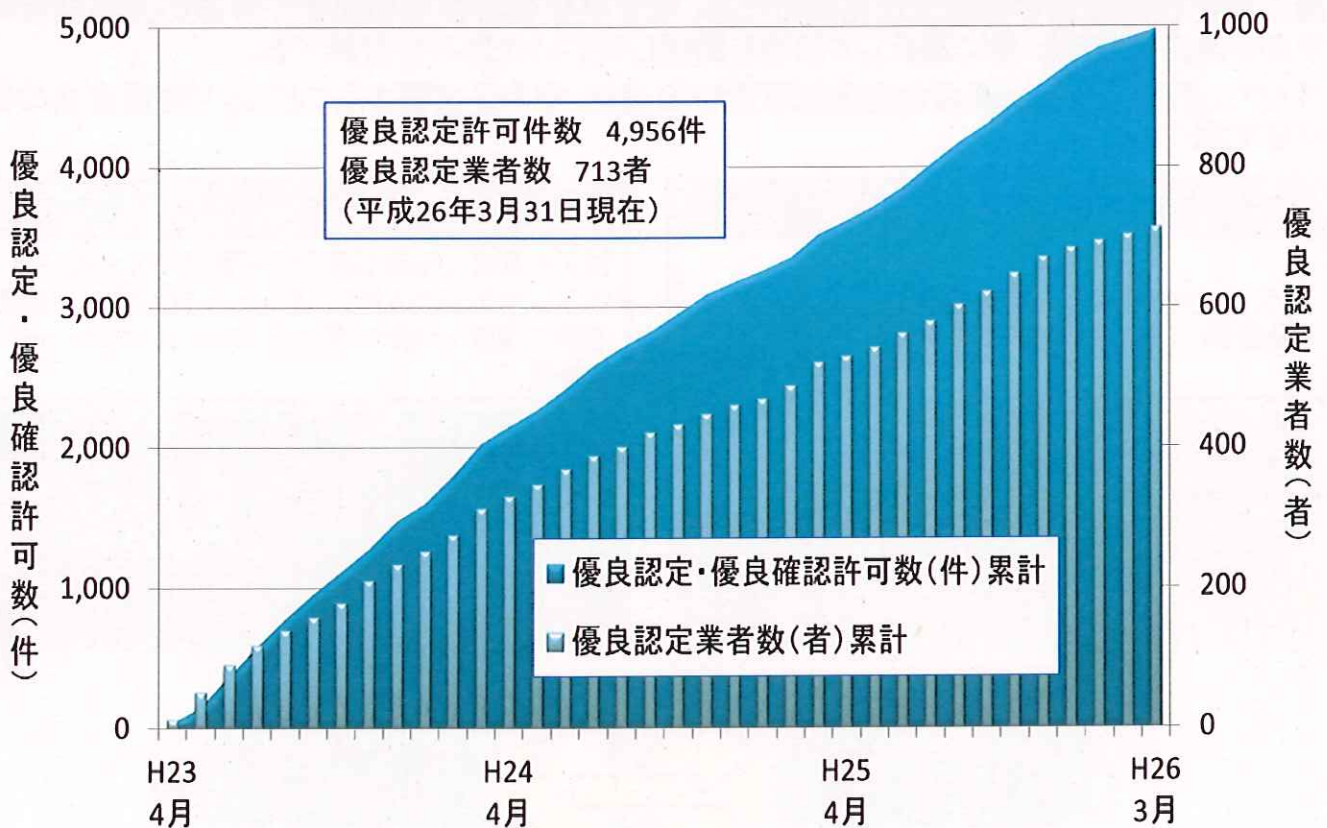
環境配慮契約法

○「産業廃棄物の処理に係る契約」国や独立行政法人が行う「産業廃棄物の処理委託」において、優良な産廃処理業者と契約することを義務付けた。  
地方公共団体が行う契約も努力義務とした。

産廃処理業者優良化に向けた事業

○優良産廃処理業者の情報発信  
優良産廃処理業者に係る情報発信を支援するシステム(優良さんぱいナビ)の構築・運用  
○排出事業者と優良産廃処理業者の連携・協働支援  
排出事業者と優良産廃処理業者の連携・協働に向けたビジネス・マッチングのためのフォーラム開催

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



※ 優良認定されてから把握されるまで数週間程度要するため、平成26年2月～26年3月の数は暫定値です。

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

評価項目

①環境配慮への取組状況(基本項目のみ)

環境/CSR報告書の作成・公表  
温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表  
従業員に対する研修・教育の実施

②優良基準への適合状況

遵法性 (特定不利益処分を5年間受けていないこと)  
事業の透明性 (インターネットによる情報公開の実施)  
環境配慮の取組 (ISO14001、エコアクション21等の認証取得)  
電子マニフェスト (電子マニフェストシステムへ加入、利用可能)  
財務体質の健全性 (自己資本比率、経常利益等の財務基準満足)

③環境配慮契約法普及のための取組

普及啓発パンフレットを全国の全地方公共団体に配布

地方公共団体向けパンフレット



製造業者と連携した循環産業形成支援事業

産業廃棄物処理業界の健全な発展のため、産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃業者の中から優良業者を容易に選択して処理を委託しやすい仕組みを整備する。

併せて、製造業者等と優良な産廃処理業者の連携・協働を支援することにより循環産業の形成を支援する。

優良産廃処理業者に関する情報発信

優良産廃処理業者の情報発信支援システム  
「優良さんぱいナビ」の構築・運用

平成24年3月27日 システム運用開始  
＜検索機能＞  
○業者名、住所、許可自治体  
○廃棄物種類、特殊な廃棄物、処理方法、荷姿  
○排出者業種、特長・サービス等  
○地図から探す

コンソーシアムの形成

排出事業者と優良な産廃処理業者により構成されるシンポジウム/ワークショップを開催、事業者間の連携・協働に向けたビジネスマッチングを推進

＜平成24年度＞  
○第一回 平成25年3月13日 東京開催  
基調講演、優良事例発表、パネルディスカッション  
＜平成25年度＞  
○第一回 平成26年2月 5日 東京開催  
○第二回 平成26年2月14日 大阪開催  
基調講演、優良事例発表、ワークショップ

優良産廃処理業者

選択

発信

排出事業者

**優良さんぱいナビ**  
優良産廃処理業者ナビゲーションシステム

シンポジウム/ワークショップ ▶ 企業の再資源化チャレンジ ▶ さんぱいくん ▶

登録業者様専用サイト ▶ 優良さんぱいナビの使い方 ▶ よくある質問 ▶ お問い合わせ

トップ 中間処理業者を探す 収集運搬業者を探す 最終処分業者を探す 優良企業から探す 業者名・住所から探す

**業者検索**  
業者名で探す  
住所で探す  
分類で探す  
 中間処理  収集運搬  最終処分  
 液体、廃油等  コンクリート、固化物等  プラ、合板、ゴム等  マス、灰等  
 木、紙、雑物等  廃機、ガラス、プラスチック等  動植物性の廃棄物、死がい等

**新着企業**

株式会社豊田資源センター	TEL 0467-77-1020	2014/04/11	情報更新
▶ 優良0件/申請中1件/全6件	URL: <a href="http://www.kenoh-shigen.co.jp">http://www.kenoh-shigen.co.jp</a>		
株式会社豊田資源センター	TEL 0467-77-1020	2014/04/11	New! 新規追加業者
▶ 優良0件/申請中1件/全6件	URL: <a href="http://www.kenoh-shigen.co.jp">http://www.kenoh-shigen.co.jp</a>		
株式会社旭商会	TEL 042-771-3558	2014/04/10	情報更新
▶ 優良27件/申請中0件/全30件	URL: <a href="http://www.asahi-shoukai.co.jp">http://www.asahi-shoukai.co.jp</a>		
株式会社豊田資源センター	TEL 0467-77-1020	2014/04/10	認定許可証追加
▶ 優良0件/申請中1件/全6件	URL: <a href="http://www.kenoh-shigen.co.jp">http://www.kenoh-shigen.co.jp</a>		
株式会社ユアサロジック	TEL 072-674-5151	2014/04/10	認定許可証追加
▶ 優良3件/申請中0件/全102件	URL: <a href="http://www.yuasalogic.co.jp">http://www.yuasalogic.co.jp</a>		

**お知らせ**  
2014/04/03 トップページをリニューアルしました!

**エリアから検索**

中国エリア  
 鳥取県  島根県  岡山県  
 広島県  山口県

近畿エリア  
 滋賀県  京都府  大阪府  
 兵庫県  奈良県  和歌山県

九州エリア  
 福岡県

甲信越・北陸エリア  
 新潟県  富山県  石川県  
 福井県  長野県

北海道  
 北海道

東北エリア  
 青森県  秋田県  岩手県  
 宮城県  山形県  福島県

関東エリア  
 東京都  埼玉県  千葉県  茨城県  栃木県  群馬県  東京都  神奈川県  埼玉県  千葉県  東京都  東京都

**優良企業ご紹介!**  
**株式会社旭商会**  
<http://www.asahi-shoukai.co.jp>

創業時より一貫して行ってきた「リサイクル再資源化事業」を基本事業の項とし、「収集運搬事業」「清掃・メンテナンスサービス事業」「不要物資源化事業」「トナー関連物リサイクル事業」の5つの事業運営をしております。環境イノベーション・ソリューション企業として大事な一翼を担って

TEL: 042-771-3558

自治体:  
茨城県 福島県 宮城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 東京都 東京都

電子manifestの普及 ①(b)

これまで行ってきた主な普及活動等

システム開発	
平成 9年度～10年度	第1次システム開発
平成12年度	第2次システム開発
平成16年度～18年度	第3次システム開発
平成20年度～22年度	第4次システム開発

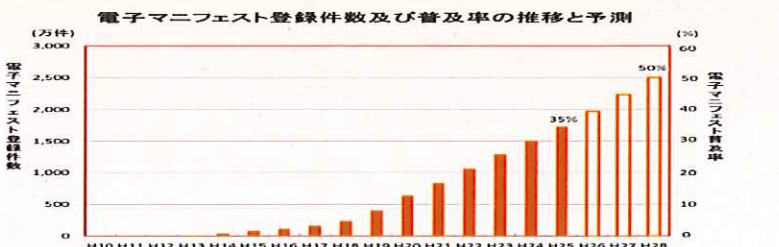
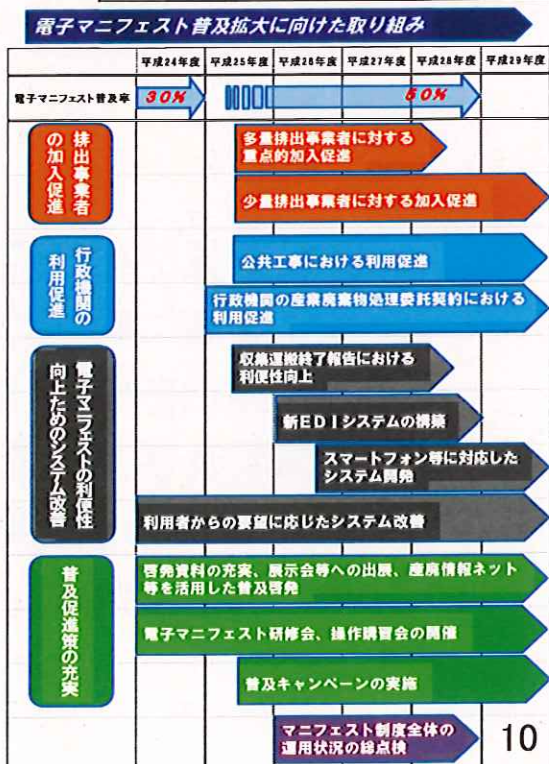
主な普及活動等

平成15年度～19年度	電子manifest普及促進モデル事業
平成16年度	少量排出事業者向け料金(b料金)設定
平成16年度	電子manifest普及促進方策の策定
平成17年度	「IT新改革戦略」でH22年度の普及目標50%決定
平成19年度	少量排出事業者団体加入料金(c料金)設定
平成24年度	利用料金の値下げ(加入料、使用料)
平成25年度	第三次循環基本計画でH28年度の普及目標50%決定 普及拡大に向けたロードマップ策定(環境省) 加入料の廃止

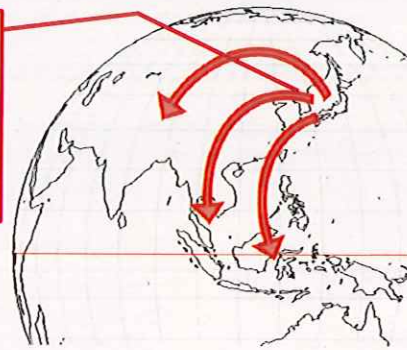
※ その他毎年度、全国で自治体・業界団体の協力による説明会を実施

電子manifest普及拡大に向けたロードマップ策定(平成25年10月)

平成28年度 普及目標 50%



・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象  
・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



効果

- ◆適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及  
→ 世界規模での環境負荷低減に貢献
- ◆循環産業の活発な国際展開  
→ 我が国経済の活性化

我が国循環産業海外展開事業化促進事業

○ 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進

- (1) 具体的な海外事業展開や国際資源循環(世界都市鉱山開発)を想定したフィージビリティ調査支援
- (2) 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
- (3) 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修

我が国循環産業海外展開支援基盤整備事業

- (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催

循環産業の海外展開に資する技術開発  
※環境研究総合推進費にて実施

○ 途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

これまでの成果  
(我が国循環産業海外展開事業化促進事業)

- ・ 平成24年度に14件(継続4件、新規10件)、平成25年度に10件(継続3件、新規7件)実施
- ・ このうち、
  - － 商業運転開始予定... 1件
  - － 入札参加に向けて準備中... 1件
  - － 合弁契約を締結(準備中を含む) ... 2件
  - － 二国間及び都市間でMoUを締結... 2件
  - － 企業間でMoUを締結... 3件
  - － 他の事業に発展... 1件

## これまでの成果 (現地関係者への研修支援)

①(c)

- 我が国循環産業の海外への授業展開を支援するため、日本の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状について広く理解してもらうことを目的とする
- 各国の主要な現地関係者を日本に招聘し、少人数で研修を実施
- 平成25年度の実績は下の通り

国	内容	参加者数 (人)	期間
ミャンマー インドネシア	廃棄物発電	5	14/2/3~7
タイ	セメント工場における3Rシステム	4	14/2/3~7
パラオ	廃棄物処理	2	14/2/10~14
インド	廃棄物発電	4	14/2/10~14
トンガ、ツバル、 モルジブ	廃棄物処理	4	14/3/3~7
トルコ	廃棄物処理	4	14/3/3~7
ベトナム	3Rの促進	2	14/3/3~7
ベトナム	エネルギー回収	4	14/3/17~21
ベトナム	D-waste	4	14/3/17~21



13

### 重点検討項目① 循環分野における環境産業の育成

- a) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
- c) 我が国循環産業の海外展開の支援

### 重点検討項目② 国際的な取組の推進

- a) 循環産業の輸出入に係る対応
- b) 3Rに係る国際協力の推進

○第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

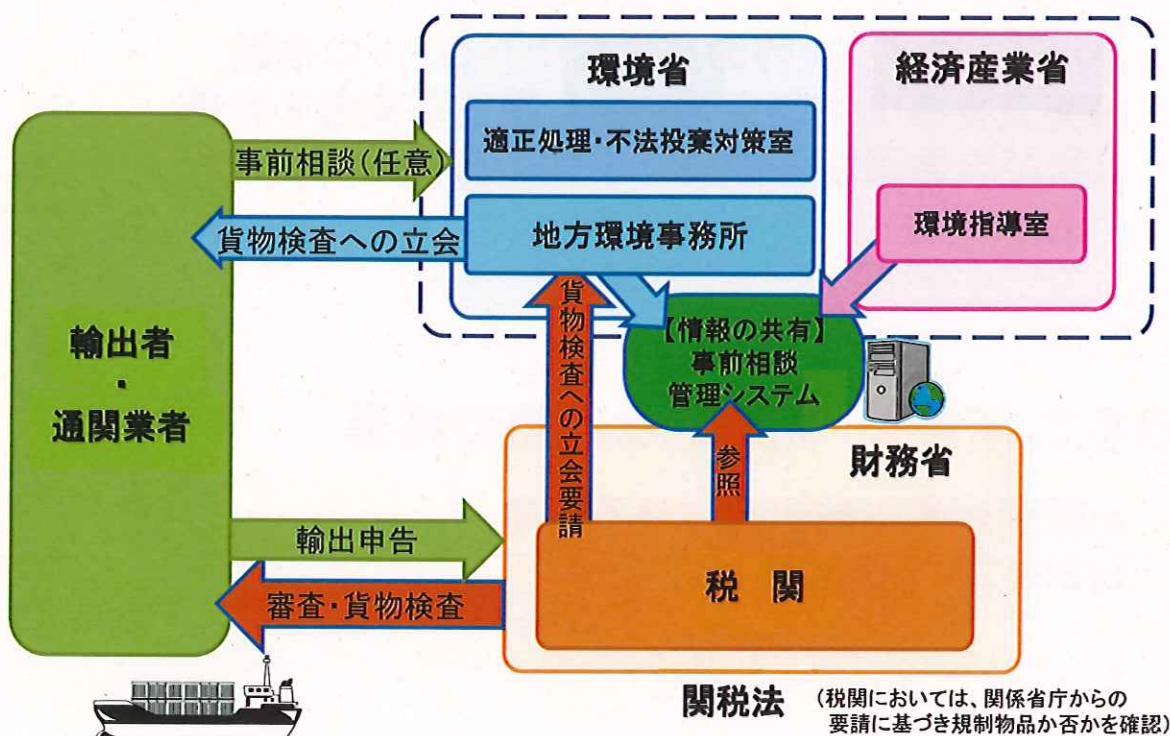
- (1) 国内における適正処理が原則
- (2) 国際的な循環移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合、国際的な移動の円滑化を図ることが重要。

(取組事項)

- ① 有害廃棄物等の越境移動に係る水際対策の強化
- ② 適正処理困難な国外廃棄物を、対応能力の範囲で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響を低減し、資源としての有効利用を図る。
- ③ 石炭灰、高炉水砕スラグ等の循環資源は、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、必要な手続きの確認を行いつつ、輸出の円滑化を図る。

※廃棄物処理法:環境省 バーゼル法:環境省・経産省(共管)

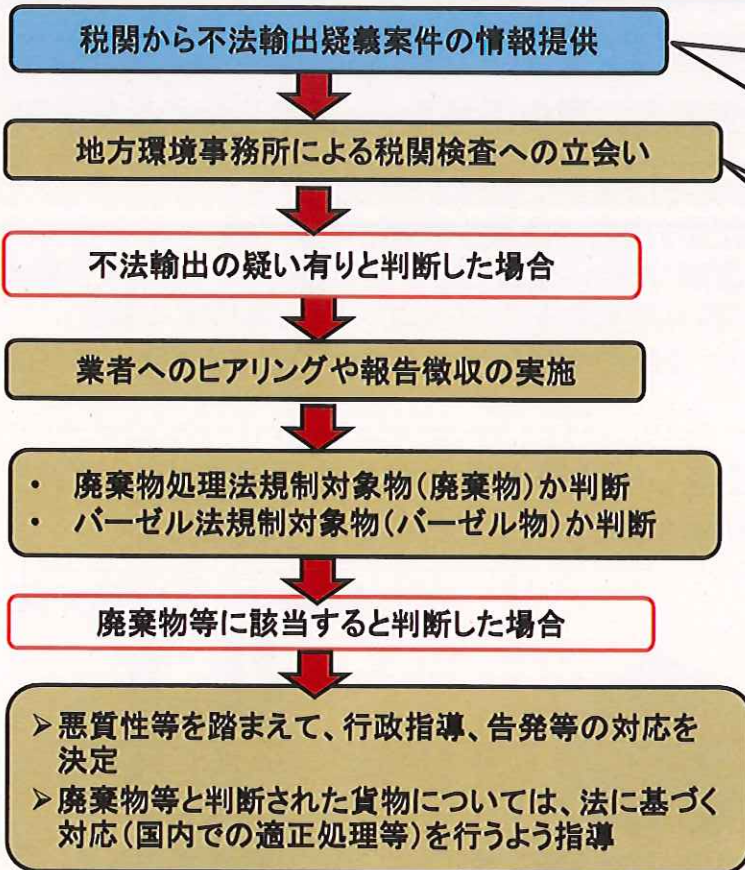
①水際対策の強化:  
廃掃法・バーゼル法施行についての関係省庁連携





①水際対策の強化：  
廃棄物等輸出に関する水際対策の流れ

②(a)



大型X線検査装置 等による検査



税関検査(ばら積みのスクラップ)



税関検査(コンテナ開披)

7

①水際対策の強化：  
使用済み電気・電子機器の中古品判断基準

②(a)

- ・ 中古品と偽って廃家電を不法に輸出する事例が指摘されていることを受け、リユース目的の輸出であると判断される基準を提示。
- ・ 平成25年9月に、「使用済電気電子機器の輸出時における中古品判断基準」を策定。平成26年4月より運用を開始。

<中古品の判断項目>

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態（適切に梱包、積載及び保管状況）
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等、取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国において確実にリユースされること）

②国外の処理困難物の輸入：  
H22年改正廃掃法に基づく廃棄物の輸入

②(a)

- H22年法改正において、廃棄物を輸入できる者に、国外廃棄物を産業廃棄物処分業者等に委託して行うことにつき相当の理由※があると認められる者を追加。

※①輸出国では適正処理が困難だが、国内では適正に処理される場合

②輸出国では再生利用することが困難だが、国内では再生利用される場合

③国外における自社等の事業活動(製造等)に伴い生じた国外廃棄物を国内処理する場合

④自社等の生産又は使用した製品等が国外廃棄物となったものを国内処理する場合

⑤輸出国の法令等により、廃棄物となった製品の生産国である我が国での処理が求められる場合

【具体例】自社の海外提携先工場で生産した医療機器の廃棄物を国内リサイクル  
→ H22年法改正後初の事例(H25年度)。相当の理由①、④に該当。



19

②国外の処理困難物の輸入：  
バーゼル法：手続きの迅速化・簡素化

②(a)

- 事業者への手続き案内等の拡充(ガイドブックの活用周知、事業者説明会等)を実施。
- 環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、輸入手続きを簡素化するための省令改正を検討中。

【省令改正の目的】

①輸入申請の為の提出書類の削減や簡素化による、手続き時間の短縮

②輸入移動書類を国際推奨様式に適合させることによる国際移動の円滑化

【改正方針】

・バーゼル条約・バーゼル法を担保する範囲内において、申請書類の簡素化、添付書類の削減、処理後の報告書類の変更、報告期限の緩和

20

## 【輸出の状況】

- ・ 石炭火力発電所から発生する石炭灰は、セメント原材料等として再生利用する目的で、他国において安定的な需要があり、韓国及び香港へ輸出されている。
- ・ 昨今の石炭灰発生量の増加を背景に、事業者が輸出先の拡大を検討中。

## 【審査の状況】

- ・ 石炭灰を輸出する場合は、廃棄物であれば、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認を受ける必要があり、この際、「国内の処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であること」等の条件を満たしていることが必要。  
このため、相手国で石炭灰を取り扱う場合、我が国の法令に基づく処理基準を下回らない対応を求めている。

「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことを担保できる場合には、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討していく。

## 【今後の検討の方向性】

相手国における廃棄物処理に係る法令において、我が国と同じ目的のための規定が設けられている場合（例：取締りのための運搬を行う車両表示の方法等）は、その規定で、「国内の処理基準を下回らない方法により処理されることが確実である」かどうかを確認の上、これを認めるような方向で検討していく。

21

## アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金

②(b)

## 【アジア太平洋3R推進フォーラムの概要】

アジア太平洋3R推進フォーラムは、平成16年小泉首相（当時）がG8シーアイランドサミットにおいて提案した3Rイニシアティブに基づき、平成20年10月の東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合（ハノイ）において我が国が設立を提唱。平成21年11月に第1回を東京で開催。国際連合地域開発センター（UNCRD）への当拠出金によりUNCRD、日本国環境省、開催国の共催の形で実施。

本フォーラムでは、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めている。

## 【3R国家戦略策定支援】

2008年度においては、ベトナム、インドネシア、タイ等において、各国内の幅広い関係者や援助機関等による戦略案の検討を支援した。その結果、2009年に、ベトナム政府は、「2025年に向けた統合固形廃棄物管理に関する国家戦略及び2050年へのビジョン」を策定した。また、2010年にはバングラデシュ政府も3R国家戦略を策定した。

【経緯】 2008年10月 東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合開催（ベトナム）  
我が国より「アジア3R推進フォーラム」の設立を提唱

2009年11月 アジア3R推進フォーラム設立会合開催（東京）

2010年10月 アジア3R推進フォーラム第2回会合開催（マレーシア）  
テーマ：「グリーン経済と循環型社会に向けた3R」

2011年10月 アジア3R推進フォーラム第3回会合開催（シンガポール）  
テーマ：「3R促進に向けた技術移転 ～適正な技術の適応、実施、拡大～」

2013年3月 アジア3R推進フォーラム第4回会合開催（ベトナム）  
テーマ：「リオ+20の成果文書『我々が望む未来』を踏まえた今後の3Rの取組」

2014年2月 アジア太平洋3R推進フォーラム第5回会合開催（インドネシア）  
テーマ：「アジア太平洋における3R推進の基盤としての重層的な連携と協力枠組み」

22

主催：日本国環境省、インドネシア環境省及び公共事業省、国連地域開発センター(UNCRD)  
 日時：平成26年2月25日(火)～27日(木)  
 場所：インドネシア(スラバヤ市)  
 参加者：33カ国(ASEAN、太平洋島嶼国、東アジア、南アジア等)、都市(スラバヤ、ホーチミン等)、国際機関等から約500名が参加  
 日本からは、井上環境副大臣ほか環境省 8名、自治体 1名、民間企業 約50名、学識者 3名、NGO 9名の計 約70名が参加

テーマ：

「アジア太平洋における3R推進の基盤としての重層的な連携と協力枠組み」

内容：

- ・政策目標やモニタリング指標の効果的な実施
- ・二国間協力、都市間協力の方策
- ・官民連携、官学連携によるビジネスモデルの育成
- ・政府・市民・NGOパートナーシップの在り方 … 等を議論



成果として、官民連携や都市間等の協力関係の推進を記載した『スラバヤ3R宣言』を採択。

また、日インドネシア主催技術展示会を併催、日本企業17社が出展。

➤ 本会合と連続して、『CCAC都市廃棄物イニシアチブ アジア地域会合』と『第5回持続可能な都市に関するハイレベル会合(HLS ECS)』の開催。